

中国四国防衛局達第 6 号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 43 号）第 13 条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 65 号）第 19 条の規定に基づき、フレックスタイム制勤務に関する規則を次のように定める。

平成 28 年 8 月 1 日

中国四国防衛局長 菅原 隆拓

中国四国防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、中国四国防衛局におけるフレックスタイム制勤務（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 43 号。以下「事務官等訓令」という。）第 2 条第 8 項から第 16 項まで及び第 24 項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 65 号。以下「自衛官訓令」という。）第 9 条第 3 項から第 7 項まで及び第 10 項の

規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定めによる勤務をいう。以下同じ。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 中国四国防衛局におけるフレックスタイム制勤務の実施については、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）、事務官等訓令及び自衛官訓令、その他の法令等で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間の割振り又は日課の定め)

第3条 規則第44条第5項若しくは第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項若しくは第6項の適用を受ける自衛官（以下「フレックスタイム制適用隊員」という。）に対する勤務時間の割振り又は日課の定め（以下「勤務時間の割振り等」という。）については、適切な公務の運営の体制を確保しつつ休暇承認者（中国四国防衛局の職員の勤務時間の管理等に関する規則（平成19年中国四国防衛局達第8号）第2条

に規定する休暇承認者をいう。以下同じ。)が行うものとする。

2 休暇承認者は、第7条第1号の規定による申告がなされたときは、単位期間が開始する日の1週間前までに勤務時間の割振り等を行い、申告者に対して、その結果を通知するものとする。

3 前項の規定は、第7条第2号及び第3号の規定による申告がなされた場合について準用する。この場合において、前項中「単位期間が開始する日の1週間前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(標準勤務時間)

第4条 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第8項から第16項まで及び第24項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項から第7項まで及び第10項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間に関する訓令第5条の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定め of 基準等について（防人計第7204号。28.3.31。以下「基準通知」という

。）の第1第6項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、事務官等訓令の適用を受ける者にあつては午前8時30分から午後5時15分又は午前9時30分から午後6時15分とし、自衛官訓令の適用を受ける者にあつては8時30分から17時15分又は9時30分から18時15分とする。

（コアタイム及び休憩時間）

第5条 フレックスタイム制適用隊員のコアタイム及び月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、次の表に定める「コアタイム」欄及び「休憩時間」欄のとおりとする。

	勤務時間及び日課		休憩時間
	コアタイム	フレキシブルタイム	
一般隊員	1000～1600	700～1000、 1600～2200	1200～1300 1800～1830(※)
育児介護職員	1300～1500	700～1200、 1500～2200	1200～1300 1800～1830(※)

※基準通知第2第2号の規定に基づき、5時間30分を超える連続する正規の勤務時間を割振る場合には、30分の休憩時間を置くこととする。

(単位期間の開始日)

第6条 中国四国防衛局におけるフレックスタイム制勤務
の単位期間の開始日は平成28年8月1日とする。

(申告等)

第7条 隊員のフレックスタイム制勤務に係る申告等については、基準通知別紙様式第2から別紙様式第4に定める状況申出書、状況変更届及び申告・割振り簿により、次の各号に掲げる隊員の区分に応じて、当該各号に定める期日までに休暇承認者へ申告するものとする。

(1) 規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官
フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り2週間前までに申告するものとする。

(2) 規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第6項の適用を受ける自衛官
フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り1週間前までに申告するものとする。

のとする。

(3) 特別の事情により第1号及び前号に規定する期日までに申告ができなかった自衛官以外の隊員又は自衛官
できる限り速やかに申告するものとする。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。